

# 事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	給水装置工事調書管理及び図面交付関連事務事業			事業コード	1221
所属コード	903000	課等名	給排水課	係名	審査係
課長名	高橋敏晴	担当者名	川戸裕佳	内線番号	6138
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される上下水道事業の推進	コード	5
	基本事業	給水サービスの向上	コード	2
予算費目名	水道事業会計 1 款 01 項 90 目 図面交付手数料 (010-40) 水道事業会計 1 款 01 項 90 目 図面交付手数料 (玉山分) (010-41) 水道事業会計 1 款 01 項 30 目 賃金 (003-90) 水道事業会計 1 款 01 項 30 目 法定福利費 (005-90)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 62 年度	
根拠法令等	盛岡市水道事業給水条例			

### (2) 事務事業の概要

- 給水装置工事の台帳として給水装置工事調書を作成し、電子画像情報処理機に入力する。原本は給排水課内に保管し、電子画像はTiffデータとして管理する。
- 給水装置図面交付を申請する者に対し、電子画像情報処理機から図面を出力し有料で交付する。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

次の理由から昭和61年度～昭和62年度の2ヵ年で電子画像情報処理機 (ファイリングシステム) を導入し、同機器による給水装置工事調書 (しゅん工図を含む) の管理を開始した。また、同時に給水装置図面の有料交付を開始した。

- 給水装置工事しゅん工図は、原本のみでの管理では給水装置の所有者や指定給水装置工事業業者等の閲覧の際に損傷等が生じてしまうこと。
- 給水装置工事しゅん工図は当時でも約 10 万件保有しており、保管場所の確保が難しかったこと、増えつづける調書を人手で管理する労力が増大していたこと。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

電子画像情報処理機 (ファイリングシステム) の管理は、平成 18 年度から配水管理課 (現在は水道維持課) へ移行した。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) . . . . .

### (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ①給水装置工事調書 (しゅん工図等を含む)
- ②給水装置図面の交付を受けようとする者 (給水装置の所有者, 所有者から依頼を受けた指定給水装置工事事業者等)

### (2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 見込み
A 工事調書等入力対象枚数	枚	19,778	24,545	24,545	19,821	19,821
B 図面交付申請枚数	枚	5,215	4,980	4,693	5,294	4,700
C						

### (3) 25 年度に実施した主な活動・手順

①給水装置工事のしゅん工に伴い完成した給水装置工事調書 (しゅん工図等を含む。) を電子画像情報処理機 (ファイリングシステム) に入力すると共に, 原本を図面室に保管する。

- ・ 臨時職員により入力作業を実施
- ・ 作業日報, 作業月報の作成

②給水装置図面の交付を受けようとする者から申請を受け, 手数料を徴収し給水装置図面を交付する。

- ・ 申請の受付, 審査
- ・ 手数料の調定及び収納依頼
- ・ 給水装置図面の出力及び交付
- ・ 作業日報, 作業月報の作成

### (4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 目標値
A 工事調書等入力対象枚数	枚	19,778	24,545	24,545	19,821	19,821
B 図面交付申請枚数	枚	5,215	4,980	4,693	5,294	4,700
C						

### (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

①次の業務に活用のため給水装置工事調書 (しゅん工図を含む。) を適正に管理する。

- ・ 給水装置工事の設計審査等の業務
- ・ 検針業務
- ・ メーター関係業務
- ・ 給水装置の所有者等からの相談, 苦情等への対応
- ・ 配水管布設替え工事や給水管の修繕工事等の際の給水管の切替え

②申請者に現状の給水装置の情報を提供する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度目標値
A 工事調書等入力率(工事調書等入力枚数/工事調書等入力対象枚数×100)	□上げる □下げる ■維持	%	100	100	100	100	100
B 図面交付率(図面交付枚数/図面交付申請枚数×100)	□上げる □下げる ■維持	%	100	100	100	100	100
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	3,920	3,865	3,877	3,749
	⑤その他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	3,920	3,865	3,877	3,749
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	250	250	250	250
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	1,000	1,000	1,000	1,000
計	トータルコスト A+B	千円	4,920	4,865	4,877	4,749
備考						

3 事務事業の評価 (See) . . . . .

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

給水装置工事調書の適正管理は、様々な事務を実施するために必要なものである。また、図面交付による情報提供は、給水装置の工事及び管理を適正に実施するために必要なものである。これらの業務は、適正な給水装置使用を実施させるために行われており、安全でおいしい水を安定的に供給する。

② 市の関与の妥当性

給水装置工事調書の適正管理は、水道事業者が給水装置に関する様々な業務を実施する上で欠くことのできない業務である。また、給水装置の所有者等への給水装置図面の交付は、水道事業者にしかなできない業務であり、適正な給水装置工事を実施してもらうためにも必要な業務である。

### ③ 対象の妥当性

現状で全て対象となっており他に対象とするものが無いので妥当である。

### ④ 廃止・休止の影響

廃止・休止により、適正な給水装置工事調書の管理及び適正な給水装置工事の実施が不可能となり、安全でおいしい水を安定的に供給できなくなることから、給水サービスが低下する。

## (2) 有効性評価（成果の向上余地）

工事調書入力率及び図面交付率は100%であり、向上の余地はない。

## (3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

給水装置図面の交付については、盛岡市水道事業給水条例により適正に行っている。給水装置工事調書の管理については、水道事業者の業務に活用するためのものである。

## (4) 効率性評価

事業費は人件費が大半を占めていること、工事調書の管理は、職員及び臨時職員が機器を使用していることから、これ以上の費用の削減はできない。

## 4 事務事業の改革案 (Plan) . . . . .

### (1) 改革改善の方向性

なし

### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

なし

## 5 課長意見 . . . . .

### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

給水装置の調書と図面は、漏水や災害等における緊急対応も含め、給水装置の適切な維持管理や改造工事等において必ず必要となるものであり、引き続き、適正かつ効率的な事務事業を行う。

